

福島の復興・再生に向けた 農林水産省の取組

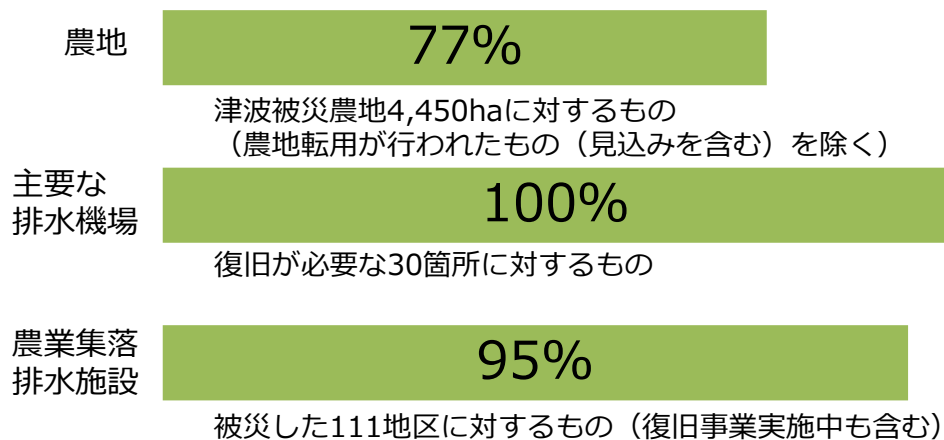
令和5年2月25日

農林水産省

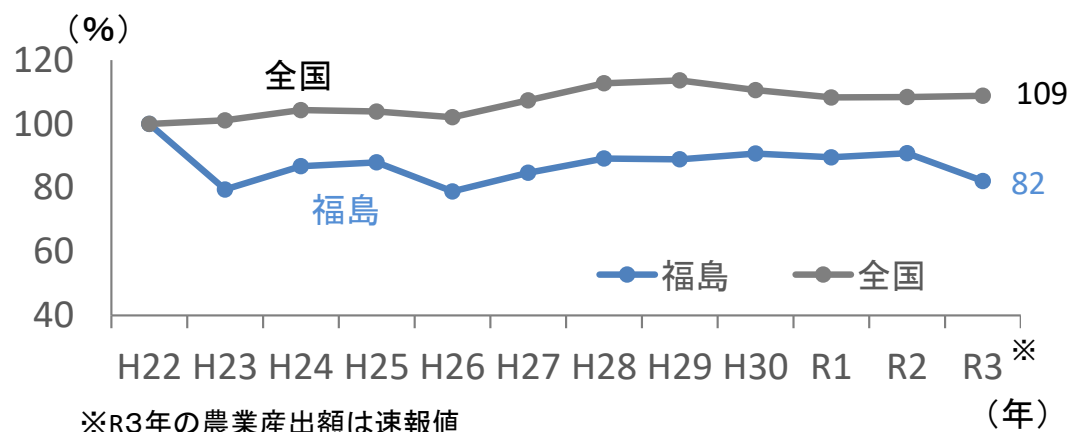
震災からの復興の現状（農業）

- 地震・津波による被害については、営農の基盤となるインフラはほぼ復旧。
- 農業産出額は、県全体では震災前の約9割まで回復しているが、12市町村では、震災前の約4割に留まっている。
- 原子力被災12市町村における令和7年度末の営農再開目標10,000haに対する進捗は73%（令和3年度末時点）。
- 福島県産農産物の輸出量の大半を占める米は、令和3年度は過去最高を記録。

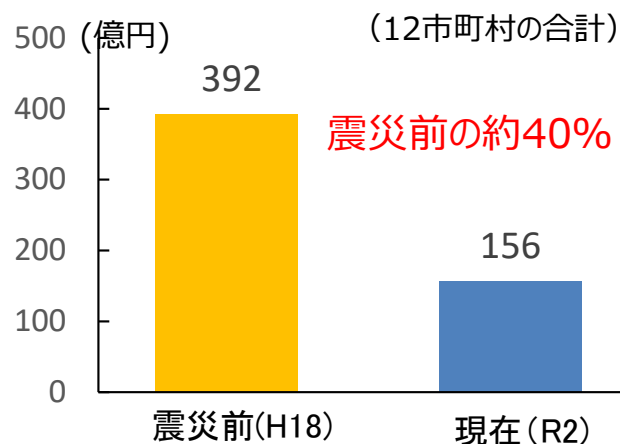
○農業関係のインフラの復旧状況(福島県)



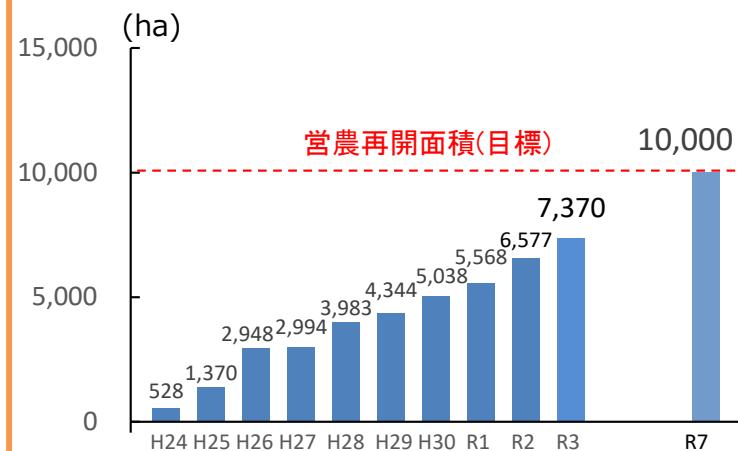
○【福島県と全国の農業産出額の推移（H22年比）】



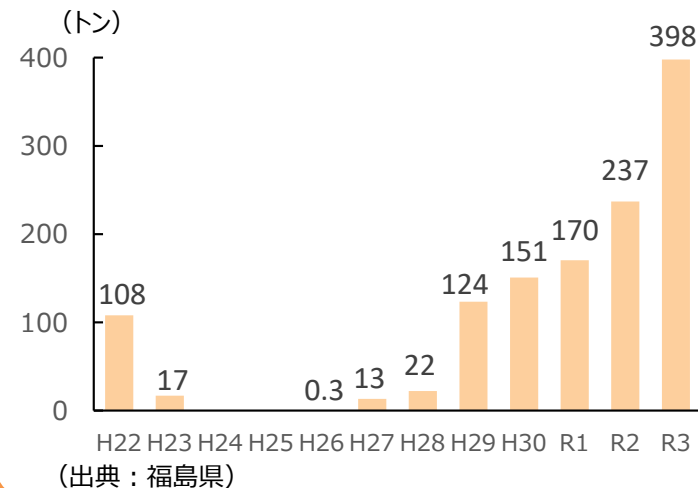
○農業産出額（原子力被災12市町村）



○営農再開面積の推移（原子力被災12市町村）



○福島県産米輸出量



営農再開の加速化に向けた取組状況①

被災地方公共団体への人的支援と各関係機関との連携強化

- 令和2年度から、職員を派遣する等、原子力被災12市町村それぞれの状況に応じた支援を実施。

営農再開に向けた農地の集積・集約化【飯舘村】

- ・飯舘村では、農地中間管理事業を活用し、令和3年度までに7地区で担い手に農地集積（350ha）。令和4年度は2地区で55haの農地の集積・集約化に取り組んでいるところ。
- ・派遣職員は、村や関係機関と連携して地域内での話し合いを推進するなど、農地の集積・集約化に貢献。



営農再開ビジョンの具体化に向けた支援【大熊町】

- ・大熊町では、「営農再開ビジョン」（令和4年3月公表）の具体化に向け、おおかわら大川原地区での管理耕作の推進、令和4年6月に避難指示が解除された地域の農業者へ営農意向等に関するアンケート調査等を実施。
 - ・派遣職員は、管理耕作のための地権者等との調整、アンケートの実施・取りまとめ、関係機関と連携し訪問による意向確認を支援。
- また、新規担い手の受け入れ調整や町支援策への助言など、担い手確保の取組を支援。



農地の大区画化、利用集積の加速化

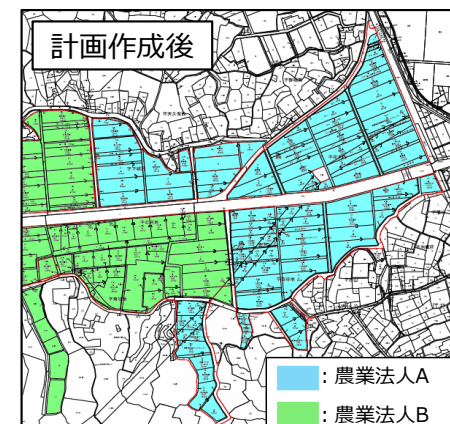
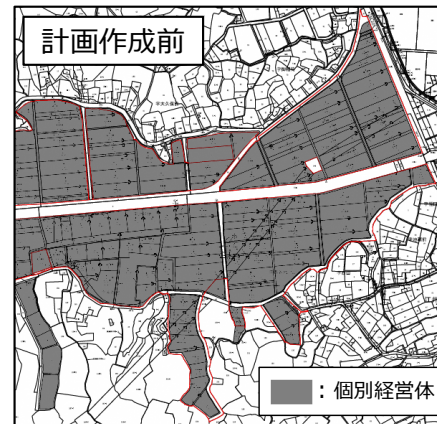
- 改正福島特措法（令和3年4月施行）の以下の制度により農地集積を推進。昨年8月と比べ、昨年12月時点では、飯舘村が追加され、計画数（23→34）、面積（388ha→780ha）ともに増加。

- ・市町村に代わって、福島県が、農地集積の計画（県計画）を作成・公告できる。
- ・農地バンクを通じて、県計画に基づく、担い手への権利設定等を行うことができる。
- ・県計画の作成状況：6市町村、34計画、780ha
 - ※ 6市町村：南相馬市、広野町、川内村、川俣町、田村市、飯舘村
 - ※ 令和4年12月末時点

- 原子力被災12市町村を対象に農地バンクの現地コーディネーターを配置し、農地バンクによるマッチングを推進。

【事例：南相馬市鶴谷地区】

- ・大規模な農業法人（2法人）が、つるがい県計画により地域内の農地面積81.8ha（農地所有者70名）を集積・集約化。



※ 平成28年7月に避難指示解除

生産と加工が一体となった広域的な高付加価値産地の展開

- ・生産すれば売れる環境を形成し、営農再開や新規参入を後押しするため、市町村を越えて広域的に生産・加工等に取り組み付加価値を高めていく産地の創出に向けた取組を推進。
- ・令和3年8月に、農業者団体、原子力被災12市町村等で構成する「福島県高付加価値産地協議会」を設立し、産地の創出に向けた具体的な行動計画を策定・公表。
- ・令和4年7月、楡葉町にかんしよの産地化に向けた高品質苗の供給施設が完成。来年度以降、生産者への苗供給を開始予定。
- ・現地に進出希望のある加工業者も加わり、パックご飯工場（楡葉町）や加工冷凍野菜の施設（富岡町）等の整備や、施設に供給する農産物の産地づくりに向けた取組に着手。



完成したかんしよの高品質苗の供給施設（楡葉町）

福島国際研究教育機構の設立に向けた取組

- 令和5年4月設立予定の福島国際研究教育機構において、
- ①ロボット、
 - ②農林水産業、
 - ③エネルギー、
 - ④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、
 - ⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信、
- の5分野の研究開発の実施を予定。

福島国際研究教育機構における農林水産研究の推進

- ・複数のほ場を自立的に移動・作業する自動走行トラクタや地産地消型エネルギーシステム、新たな農林水産資源の生産・活用等に係る実証研究の実施に向け、令和4年度において先行調査を実施し、現場のニーズに対応した研究課題を選定。



自動走行トラクタの遠隔監視



ヒートポンプ（空気熱源）



バイオマス作物

農林水産分野の先端技術展開事業

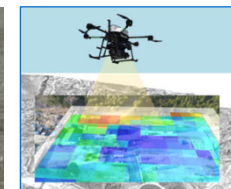
- ・福島イノベーション・コースト構想に基づき、福島県浜通り地域の農林水産業再生のため、新たに現場が直面している課題について、研究開発・実証研究及び成果の社会実装を実施。



きゅうり生産管理支援システム



ホシガレイの生態把握



森林の放射線量マップ

川内村の取組（新たな農業への挑戦）

ハウスぶどう（生食用）の栽培

- 平成27年から水稻育苗ハウスを活用してぶどう栽培を開始。
- ハウスぶどう生産者（川内村ハウスブドウ生産組合）は40名を超え、令和4年度には、品質や生産技術の向上を目的として「第1回ぶどう品評会」を開催。



ハウスぶどうの栽培状況

かわうちワインプロジェクト

- 川内村では震災復興、新たな農業への挑戦、地方創生を目指して、村内で生産するぶどうを原料としてワインの生産を推進。
- 4haのほ場でワイン用ぶどう（シャルドネ、メルロー、カベルネ・ソーヴィニヨン、等）の栽培を行っており、福島再生加速化交付金を活用して整備した醸造施設で醸造。令和4年3月からワイン販売を開始。
- 令和4年には、川内村産ぶどうを使用した初めてのスパークリングワインを製造。12月から福島県内での販売を開始。



ぶどう畑（高田島ヴィンヤード）



醸造施設（かわうちワイナリー）

避難指示が解除された区域での営農再開の取組

- 葛尾村、大熊町、双葉町の特定復興再生拠点区域が、令和4年度に避難指示解除。
- 令和4年4月に、葛尾村、双葉町の特定復興再生拠点区域で生産される野菜の出荷制限・摂取制限が解除。双葉町では、12月に震災後始めて農産物（ブロッコリー）を出荷。
- 葛尾村では水稻の試験栽培、大熊町では水稻や野菜等の試験栽培を実施。

葛尾村(R4.6.12 解除)

- のゆき野行地区において水稻の試験栽培を実施。令和5年度から実証栽培に移行する予定。
- しもかつらお令和4年7月、野行地区近傍の下葛尾地区に育苗施設を整備。



整備された水稻育苗施設

大熊町(R4.6.30 解除)

- のがみ野上地区、しものがみ下野上地区において野菜の試験栽培を実施。
- くま熊地区において水稻の試験栽培を実施。令和5年度から実証栽培に移行する予定。



水稻試験栽培（田植）の状況

双葉町(R4.8.30 解除)

- しもはとり下羽鳥地区においてブロッコリー60aを栽培し、12月に震災後始めて出荷。令和5年度は3haに作付を拡大する予定。



作付けされたブロッコリー

震災からの復興の現状（森林・林業分野）

- 地震・津波による被害に対しては、要復旧の海岸防災林における植栽等の復旧事業は約8割完了。素材生産量についても震災前の水準以上に回復。
- 原子力災害に対しては、森林の空間線量率は低下しているが、落葉層・土壌中には多くの放射性物質が滞留。被災地の森林・林業の再生に向け、森林整備と放射性物質対策、里山・広葉樹林再生の取組などを推進していく必要。また、特用林産物への影響は、代表的な品目である施設内で栽培する菌床しいたけの生産量は震災前の水準に回復。他方、自然に近い環境で栽培する原木しいたけは17市町村に出荷制限が指示されており、生産量は平成22年の10%程度。

○震災後の復旧状況

海岸防災林

81%

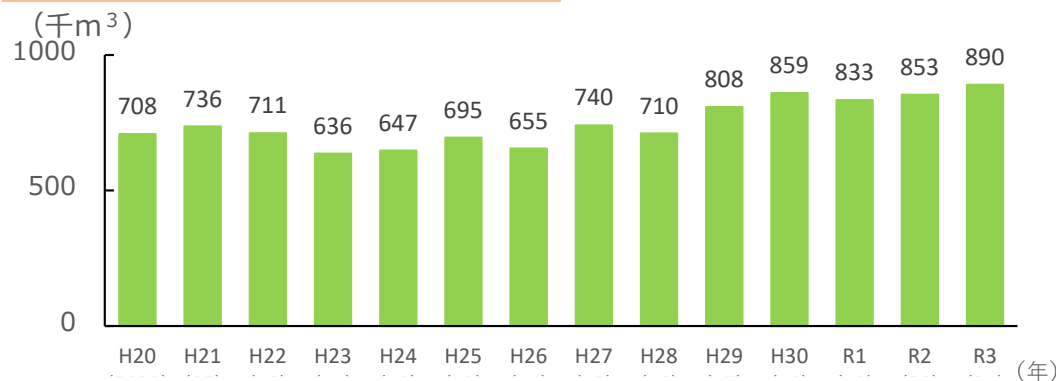
復旧を要する43kmのうち植栽等の復旧事業が完了したもの（残りの箇所も事業継続中）

木材加工
流通施設

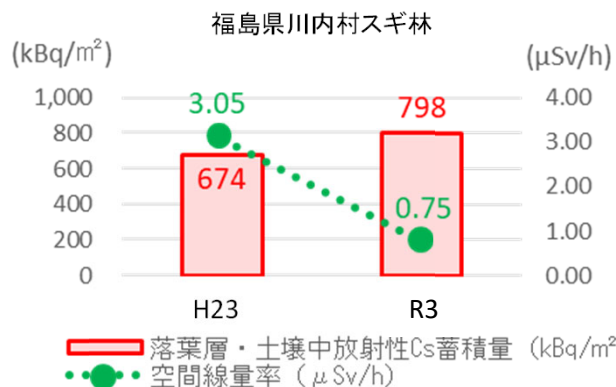
100%

再開を希望する9箇所に対するもの

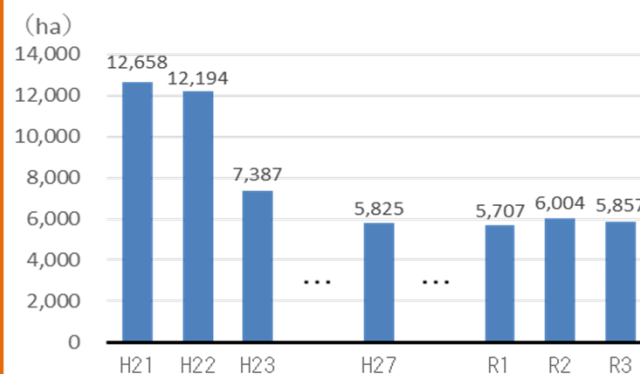
○福島県の素材生産量の推移



○地中の放射性セシウムの蓄積量と空間線量率の推移

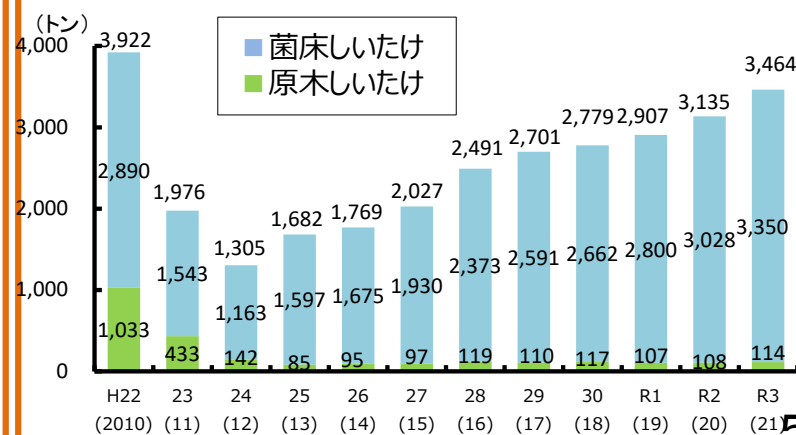


○福島県の森林整備面積の推移



出典：福島県資料

○福島県におけるしいたけ生産量の推移



森林の放射性物質対策

(森林内のモニタリング)

- ・ 樹木の葉・枝・幹から土壌まで階層ごとに放射性物質の分布状況等を調査、解析。
 - 森林内の放射性セシウム約9割以上が土壌表層に分布
 - 樹木に残る放射性セシウムも多くは樹皮に分布

(森林整備とその実施)

- ・ 汚染状況重点調査地域等内で間伐等の森林整備と一体となった放射性物質の移動抑制対策などを実施。



落葉層と土壌の採取



筋工による放射性物質の移動抑制対策

安全な木材製品の供給

- ・ 木材・木材製品の放射性物質調査や安全証明体制の構築及び風評被害防止のための普及啓発を支援。
- ・ 被災地での新しい町づくりに当たり、公共建築物等にも地域材を積極的に活用し、被災地域のシンボリックな役割も担う。



富岡町地域交流館
「富岡わんぱくパーク」

しいたけ等原木林の再生

- ・ しいたけ等原木林の計画的な再生に向けて「里山・広葉樹林再生プロジェクト」を県、団体、国が連携して推進。
 - 福島県において震災前の原木林10,000haのうち再生すべき原木林5,000haを今後約20年で伐採・更新。
 - 市町村が、再生すべき原木林の面積や実行体制等を定めた再生プランを作成し、令和4年度から本格的に伐採を実施。



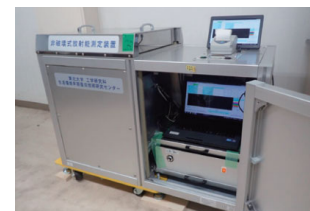
再生プランに基づくしいたけ等原木林の伐採



しいたけ等原木のぼう芽更新

特用林産物の出荷制限の解除

- ・ 生産資材の導入支援とともに非破壊検査機などを活用した円滑な出荷制限の解除を促進。
 - きのこと・山菜類等を適切に管理・検査する体制が整備された場合は、非破壊検査により基準値を下回ることが確認できたものは出荷可能となり、令和3年3月にはまつたけ、令和4年3月には皮つきたけのこが出荷可能となった。



非破壊式放射能測定装置

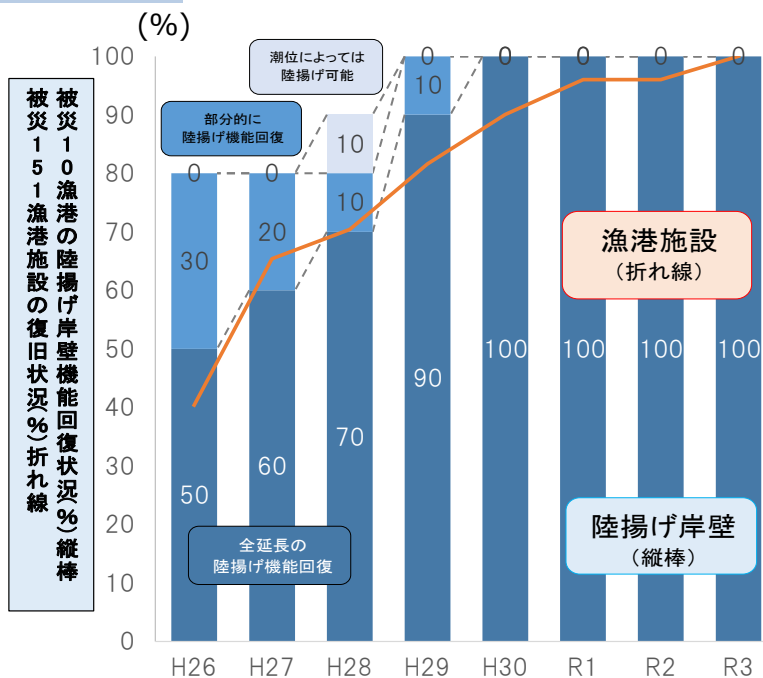


非破壊検査により安全性が確認されたまつたけ

震災からの復興の現状（水産業）

- 福島県内の被災漁港はすべて復旧し、産地市場も全てが再開。
- 水産加工施設も再開を希望されるうちの9割以上が業務を再開。

○漁港の復旧状況

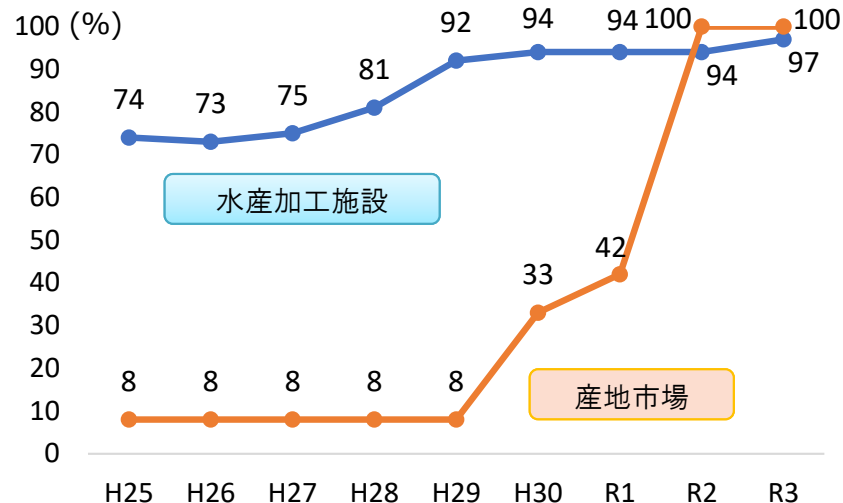


○漁港の復旧の事例（福島県相馬市）



○加工流通施設の復旧状況

福島県で被災があった産地市場（1、2施設）及び再開を希望する水産加工施設（1、3、8施設）の業務再開状況（%）



年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
業務再開した水産加工施設（施設）※1	112	113	115	122	132	134	134	134	134

※1 各年の数値は、H25からH29年は12月末、H30年は9月末、R1、R2、R3年は12月末時点。
 ※2 12施設のうち、4施設が集約され、8施設全てが再開。

○水産流通加工施設の改修事例（福島県いわき市）



漁業再生に向けた取組①

- ・福島県では令和3年3月まで試験操業を実施。令和4年の水揚量は震災以降で最大となったものの、震災前の2割程度に留まっており、今後も水揚量の増加が課題となっている。
- ・がんばる漁業復興支援事業により、沖合底びき網漁業に加え令和5年1月から沿岸漁業の小型漁船を対象として、水揚量を震災前の5割以上に回復させる取組を実施中。

<震災発生からの経緯>

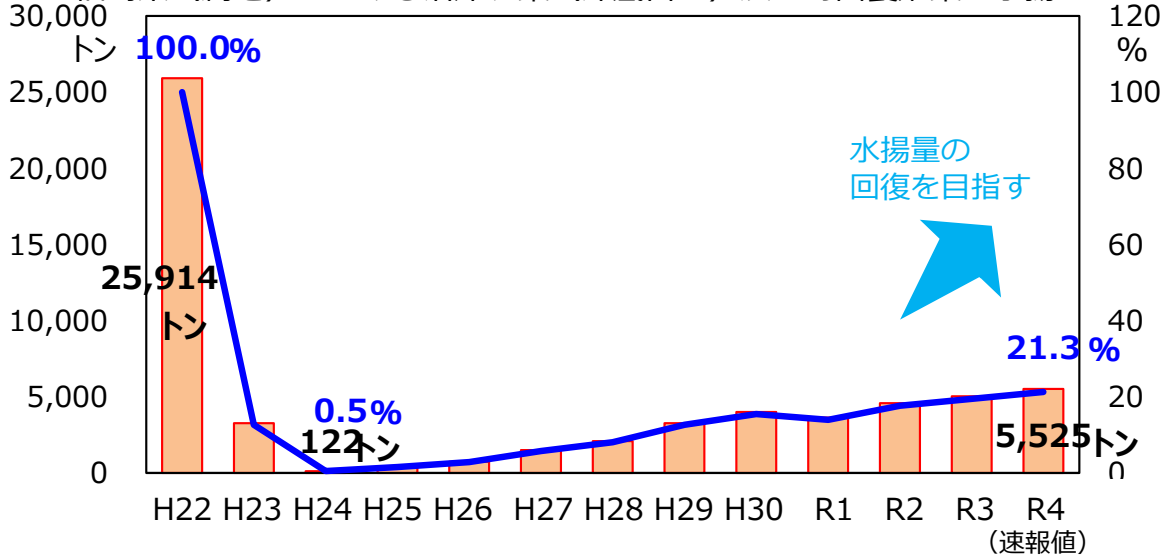
- ・震災直後：全ての沿岸漁業及び底びき網漁業の操業を自粛。
- ・平成24年6月～：試験操業・販売を実施。
- ・令和3年3月：試験操業を終了。
- ・令和3年4月～：本格操業への移行期間。水揚拡大を図っている。

○今後の対応方向

- ・目標を定め、計画的に漁獲を拡大
- ・価格を支えるための流通・消費の拡大
- ・福島県産水産物の魅力を含む様々な情報発信
- ・引き続き、がれき撤去の支援を継続



福島県（属地）における沿岸漁業（沖底含む）及び海面養殖業の水揚量



◎がんばる漁業復興支援事業 (沖合底びき網漁業及び沿岸漁業)

2件 (118隻)

令和元年認定 1件 (相馬市：23隻 (沖合底びき網漁業))

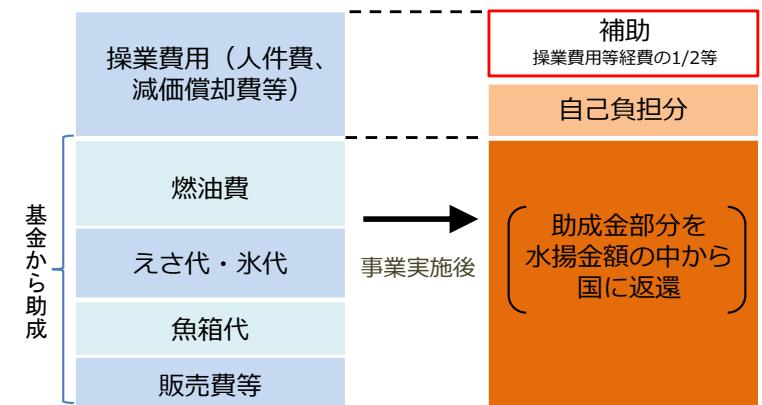
令和4年認定 1件 (相馬市：95隻 (貝けた網漁業、機船船びき網漁業、沿岸流し網漁業、固定式さし網漁業、沿岸はえ縄漁業、一本釣り漁業、かご・どう・つぼ漁業、採貝・採藻漁業))

※このほか、大中型まき網漁業、サンマ棒受け網漁業で5件認定

【事業概要】

地域で策定した復興計画に基づき、震災後の環境に対応し、震災前以上の収益性の確保や生産量の震災前の5割以上への回復等を目指し、安定的な水産物生産体制の構築に資する事業を行う漁協等に対し、必要な経費（人件費、燃油費、氷代等）を支援。

【事業のイメージ】



漁業再生に向けた取組②

令和3年4月のALPS処理水の処分方針決定を受け、令和4年度から、生産・加工・流通・消費の各段階での追加対策等を実施中。

○漁業用機器設備の導入支援の拡充

- ・ R3年4月から本格操業への移行を進めているところであり、水産業の底上げのため収益性を向上させる必要がある。
- ・ R4年度から、省エネ機器設備に加え、海水冷却装置等の生産性向上等に資する機器まで補助対象を拡大。
- 令和3年4月～令和5年1月
機器導入支援15台 補助額計83百万円

漁船用エンジン
(船内機)



漁船用エンジン
(船外機)



海水冷却装置等



○水産業共同利用施設に対する支援

- ・ 福島県の漁業の本格的な復興に向け、水産業共同利用施設の整備を支援。
- 令和4年度実績：3市町村で4事業実施中。

(支援対象施設イメージ)



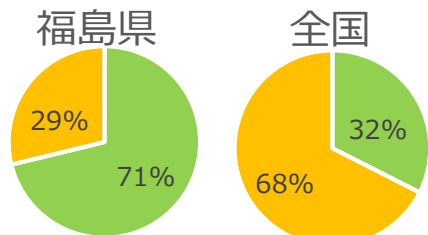
荷さばき施設



さけ・ます種苗生産施設

○新規漁業者の確保・育成の強化

- ・ 福島県では、長期的に試験操業が続いたことにより就業者が被災前に比べ大幅に減少している。また、漁業への新規就業者の7割を漁家子弟が占めている。
- ・ かかる状況を踏まえ、漁家子弟等を含め長期研修支援やリース方式による就業に必要な漁船・漁具の導入の支援を実施。



■ 漁家子弟
■ 非子弟

※H29-R2平均
都道府県の新規就業者に関する調査から水産庁で集計

○販路拡大・経営力強化支援と安全実証への支援

- ・ 福島県の本格操業への移行の動きに合わせて、これまで縮小した消費地の県内水産物の取扱拡大の推進が必要。
- ・ このため、産地流通加工業者がグループを形成し、主要消費地市場に向けて共同出荷を行う取組を引き続き支援。
- ・ また、消費者が福島県水産物を購入する際に、安全性や産地の情報等を確認できる取組の支援を開始。



食品中の放射性物質に関する情報の発信

- ・ 関係府省等と連携し、ホームページや意見交換会等を通じて情報発信。
 - 食品中の放射性物質の検査結果（日本語・英語）
 - 農林水産現場での放射性物質低減の取組 等



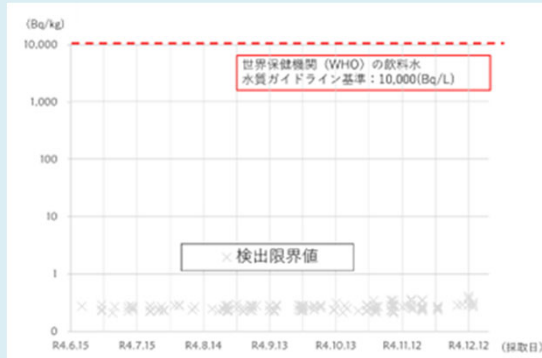
放射性物質の検査



親子参加型イベント

水産物の検査結果等の発信

- ・ 日本語・英語による農林水産省HPへの掲載。
- ・ 一般消費者向け、海外向け（英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語、タイ語)のパンフレットを作成して説明会等に活用。
- ・ 店頭で消費者等が商品の安全性を簡単に確認できる仕組みの構築に対する支援。
- ・ 令和4年度から新たにトリチウムを対象とする水産物のモニタリング検査を開始し、結果を農林水産省HPに掲載。6月以降検査を実施しているが、全て検出限界値未満。



分析結果：全て検出限界値未満

第三者認証GAP等の取得支援

- ・ 第三者認証GAPや有機JAS等の取得費用等を支援。
- ・ 消費者・実需者等の理解促進のため、有機農業等の産地見学会やGAPに関する産地情報の発信等を支援。



指導員によるGAPの現場指導



スーパーマーケット等と連携したGAP認証農産物販売フェアの開催

福島県産農産物等の流通実態の調査・分析の実施

- ・ 福島県産農産物等の販売不振の実態を明らかにするための調査を実施。
 - 出荷量、取引価格、流通段階ごとの価格形成等の調査
 - 福島県産品の取扱拡大に向けたマーケティング実証
 - 水産物の漁獲量の変動による価格動向の分析

販売促進等の取組支援

- ・ 福島県産品のブランド化の推進や販売棚の確保等に向けた取組を支援。
 - 国内外の量販店等における販売促進
 - 事業者向け商談会やバイヤーツアー
 - オンラインストアへの出展促進 等



福島牛の販売フェア

原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制緩和・撤廃の概要

- ・原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き。
- ・規制を設けた55の国・地域のうち、43の国・地域で輸入規制を撤廃、12の国・地域で輸入規制を継続。

◇諸外国・地域の食品等の輸入規制の状況※¹（2023年2月25日現在）

規制措置の内容／国・地域数		国・地域名	
事故後輸入規制を措置	規制措置を撤廃した国・地域	43	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ※ ² 、ポリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦（UAE）※ ² 、イスラエル、シンガポール、米国、英国※ ³ 、インドネシア
	輸入規制を継続して措置 12	一部の都県等を対象に輸入停止	5 韓国、中国、台湾、香港、マカオ
55		一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求	7 EU、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、仏領ポリネシア、ロシア

◇最近の規制措置撤廃の例

撤廃年月	国・地域名
2020年 1月	フィリピン
9月	モロッコ
11月	エジプト
12月	レバノン
〃	UAE
2021年 1月	イスラエル
5月	シンガポール
9月	米国
2022年 6月	英国※ ³
7月	インドネシア

◇最近の輸入規制緩和の例

緩和年月	国・地域名	緩和の主な内容
2021年 1月	香港	5県産（福島、茨城、栃木、群馬及び千葉）の野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳、水産物、食肉及び家禽卵を除く食品に対する全ロット検査 →廃止
3月	仏領ポリネシア	①第三国経由で日本から輸入される食品・飼料、②漁業用のエサ(fishing bait)として使用される水産物に対する放射性物質検査証明書及び産地証明書 →不要に
10月	EU※ ⁴	検査証明書及び産地証明書の対象品目が縮小 （栽培されたきのご類等を検査証明及び産地証明書対象から除外等）
2022年 2月	台湾	5県産（福島、茨城、栃木、群馬及び千葉）の輸入停止→一物品目を除き産地証明及び放射性物質検査報告書の添付を条件に解除、一部都県の放射性物質検査報告書の対象品目が縮小

※¹ 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

※² タイ及びUAE政府は、検疫等の理由により輸出不可能な野生鳥獣肉を除き撤廃。

※³ 北アイルランドについては、英EU間の合意に基づき、EUによる輸入規制が継続。

※⁴ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン（EFTA加盟国）もEUに準拠した規制緩和を実施。